公　　示　　送　　達　　書

令和8年10月30日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第２０条の２の規定により公示いたします。

上三川町長　星野　光利

送達を受けるべき者	住　所	しらさぎ二丁目１８番地３	氏名及び名称	小山　壽一

送達する書類	
	令和8年度 介護保険料額決定通知書

（注）地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達をした日から起算して７日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。